

第4節 悪臭について

悪臭とは、人が感じる不快なおいの総称で、一般的には良いにおいと思われるものでも、強さや頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。

悪臭に係る環境基準は定められていませんが、入間市では悪臭防止法による臭気指数規制（人間の嗅覚を利用した規制）が行われています。入間市における規制の概要については次のとおりです。

・1号基準（敷地境界における規制基準）

区域区分	基準値
A区域（B、C区域を除く区域）	臭気指数15
B区域（農業振興地域）	臭気指数18
C区域（工業地域・工業専用地域）	臭気指数18

・2号基準（煙突等の排出口における規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式によって算出します。

・3号基準（排出水中の規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式によって算出します。

悪臭調査

平成25年度は、1事業所（5地点）にて、悪臭の状況を確認するために測定を実施しました。結果、5地点とも規制基準値以下でありました。

第5節 地盤沈下について

地盤沈下は、地下水を過剰にくみ上げるなどの人為的な行為によって地盤が沈下するもので、建物が傾いたり、水道管などの地下埋設物が破損したりするなどの被害が生じます。

地盤沈下調査（県実施）

地盤沈下に係る調査は埼玉県が行っており、入間市内では4地点にて測定を行っていますので、測定結果について紹介します。

平成23年度の調査にて、東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響と考えられる、広範囲の沈下が確認されました。その他の年度では、各地点とも、被害が生ずるほどの大きな変動（県では年20mm以上の変動を目安としています）はありませんが、細かな増減を繰り返しています。

(単位: mm)

調査地点	開始年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	開始年からの変動量	H26.1.1
		~ H17	~ H18	~ H19	~ H20	~ H21	~ H22	~ H23	~ H24	~ H25	の真高 T.P*(m)		
入間市役所内（豊岡1-16-1）	S60	-1	-2	-1	-4	+6	-1	-7	-15	+1	+1	-50	105.826
藤沢辻堂墓地裏（下藤沢474）	S48	-1	-1	-2	-3	+6	-2	-7	-12	+1	+2	-162	87.244
神明神社境内（上藤沢642）	H17		0	-2	-1	+5	-4	-6	-12	+2	+1	-17	101.073
宮寺交差点（二本木1175）	H17		0	-2	+1	+4	-2	-4	-12	+3	0	-12	127.122

*T.P.: 東京湾平均海面

第6節 ダイオキシン類について

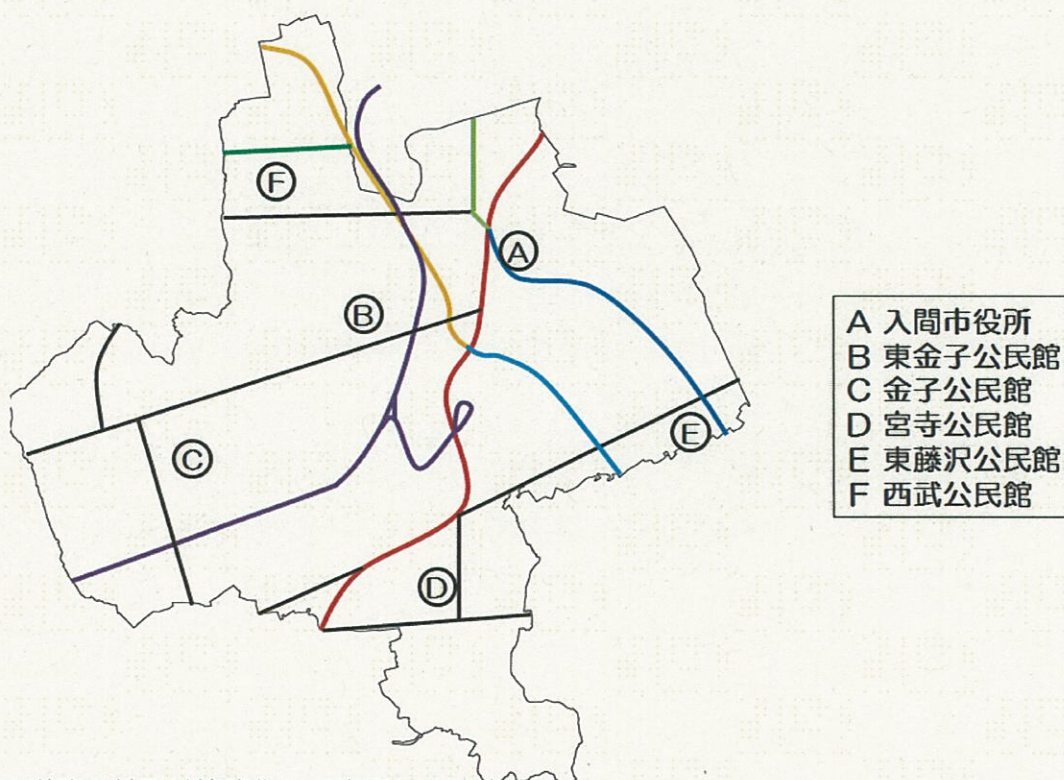
ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) からなる物質群の総称です。

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質、水底の底質及び土壌について定められています。

大気中ダイオキシン類調査

市内における大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、測定を行っています。測定地点は次のとおりです。これまでの調査結果が環境基準の10分の1以下で安定しているため、平成24年度から、「A 入間市役所」のみで測定を行っています。

測定地点地図



※道路の線形は簡略化して表記しています。

① 平成25年度測定結果

平成25年度は、夏期については平成25年9月25日～10月2日の7日間、冬期については平成26年1月9日～1月16日の7日間にて測定を実施しました。

測定結果は次のとおりです。結果は各地点とも、大気中のダイオキシンの環境基準を大きく下回りました。

調査地点	毒性換算濃度 (pg-TEQ/m ³)				環境基準
	H25夏期	H25冬期	H25 平均値	環境基準 達成状況	
A 入間市役所	0.015	0.015	0.015	○	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

② 測定結果の経年変化

測定結果の経年変化は次のとおりです。全地点にて、環境基準（年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下）を大きく下回る状況が続いています。

毒性換算濃度 (pg-TEQ/m³)

調査地点	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	備考
A 入間市役所	0.047	0.044	0.041	0.037	0.051	0.028	0.033	0.030	0.022	0.015	—
B 東金子公民館	0.042	0.043	0.042	0.037	0.037	0.050	-	-	-	-	市中央
C 金子公民館	0.038	-	0.037	-	0.034	-	0.031	-	-	-	市西部
D 宮寺公民館	0.049	0.049	-	0.044	-	0.059	-	0.033	-	-	市南部
E 東藤沢公民館	0.045	-	0.041	-	0.049	-	0.034	-	-	-	市東部
F 西武公民館	0.052	0.044	-	0.049	-	0.031	-	0.024	-	-	市北部
平均値	0.045	0.045	0.040	0.042	0.043	0.042	0.033	0.029	0.022	0.015	

第7節 空閑地の保全について

空閑地の保全については、入間市空閑地の保全に関する条例に基づき、所有者または管理者に対して適正管理をお願いしています。

第8節 電波障害について

電波障害については、入間市生活環境の保全に関する指導要綱に基づき、建築主等に対して、建築物により電波障害の発生が予想される地域について、受信状況の調査や発生予測図の提出を求めています。また、万が一障害が発生した場合は、速やかに障害除去対策をとるよう求めています。